

平成30年10月12日

青森県教育委員会第837回定例会

期 日 平成30年10月12日（金）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - 報告第1号 議案に対する意見について 1
- 3 議 案
 - 議案第1号 青森県生涯学習審議会委員の人事について 2
 - 議案第2号 青森県社会教育委員の人事について 3
 - 議案第3号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の
一部を改正する規則案について 4
- 4 その他
 - 障害者の任免状況の再点検結果について 6
 - 職員の懲戒処分について 8
- 5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 平成 30 年度青森県一般会計補正予算(第 1 号)案(教育委員会所管分)
- 2 青森県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例案

議案第 1 号

青森県生涯学習審議会委員の人事について

青森県生涯学習審議会委員の人事を次のとおり行う。

清水目	明	美
中村	まり	子
長岡	俊	成
米田	大	吉
小枝	美知	子
吉川	康	久
永澤	正	己
石橋	伸	之
工藤	貴	子
柏谷		至
松本		大
廣森	直	子
山崎	結	子
伏見	憲	子
岩本	美	和

青森県生涯学習審議会委員を委嘱する

任期は平成30年10月19日から平成32年10月18日までとする

平成30年10月12日

青森県教育委員会

議案第2号

青森県社会教育委員の人事について

青森県社会教育委員の人事を次のとおり行う。

清水目	明	美
吉川	康	久
永澤	正	己
工藤	貴	子
松本		大
廣森	直	子
伏見	憲	子
岩本	美	和

青森県社会教育委員を委嘱する

任期は平成30年10月19日から平成32年10月18日までとする

平成30年10月12日

青森県教育委員会

議案第3号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

スポーツ基本法の一部改正等に伴い、国民体育大会の名称が改められることから、スポーツ健康課国体準備室の名称を変更するほか、所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

スポーツ基本法の一部改正等により、「国民体育大会」の名称が平成35年の第78回大会以降、「国民スポーツ大会」に改められることとなった。

このことに伴い、平成37年に本県で開催される第80回大会に関する事務を所掌するスポーツ健康課国体準備室の名称を国民スポーツ大会準備室に改めるほか、所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成30年11月1日から施行する。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案
青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表スポーツ健康課の項中「国体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に改める。

第九条の二第十六号中「国体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に、「第八十回国民体育大会」を「第八十回国民スポーツ大会」に改める。

第十六条の八第一項中「国体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

[その他]

障害者の任免状況の再点検結果について

1 経緯

厚生労働省から、平成29年6月1日現在の障害者の任免状況について再点検を行うよう依頼を受け、平成30年6月1日現在分も含め再点検を実施し、その結果を取りまとめ、去る9月28日に公表した。

2 再点検方法

これまでの調査において障害がある旨申告のあった教職員に対して、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の写しの提出を依頼し、確認した。

3 再点検結果について

(1) 平成29年6月1日現在に係る報告分

①障害者数 181.5人（実人員:139人）→ 149.0人（実人員:110人）
【△32.5人（実人員:△29人）】

<障害者雇用率に算入できなかった者の内訳>

○手帳所持申告者	<u>10人</u>
┌ ・手帳(写し)の未提出	5人
├ ・手帳の返納者	1人
├ ・申告の誤り	2人
└ ・退職により連絡が取れない者	2人

○手帳所持していないが、「身体障害者障害程度等級表」
に照らし障害があると申告していた者 19人

②算定基礎職員数 9,329.5人 → 9,365.0人 【+35.5人】

※県教委事務局に勤務する臨時・非常勤職員のうち、これまで算定

基礎に含めていなかった職員の一部を算入したことによる修正。

③実雇用率 1.95% → 1.59% 【△0.36%】

※法定雇用率は、2.2%

④不足数 23.5人 → 57.0人 【+33.5人】

(2) 平成30年6月1日現在に係る報告分 ※点検継続中

①障害者数 170.5人（実人員：128人） → 142.0人（実人員：103人）

【△28.5人（実人員：△25人）】

<障害者雇用率に算入できなかった者の内訳>

○手帳所持申告者	<u>6人</u>
┌・手帳(写し)の未提出	5人
└・申告の誤り	1人

○手帳所持していないが、「身体障害者障害程度等級表」

に照らし障害があると申告していた者 19人

②算定基礎職員数 9,189.5人 → 9,228.5人 【+39.0人】

※県教委事務局に勤務する臨時・非常勤職員のうち、これまで算定基礎に含めていなかった職員の一部を算入したことによる修正。

③実雇用率 1.86% → 1.54% 【△0.32%】

※法定雇用率は、2.4%

④不足数 49.5人 → 79.0人 【+29.5人】

4 今後の対応方針について

これまで実施してきた、教員採用候補者選考試験における身体障害者特別選考や県人事委員会による身体障害者を対象とした県職員採用選考試験において教育事務の採用枠を設け、障害者を引き続き採用するほか、他県の取組等を参考にしながら、障害者雇用率の改善に取り組んでいく。

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 平成30年10月（9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域の高等学校 講師（27歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（25km/h以上30km/h未満）
・平成30年6月29日（金）午前9時25分頃
・青森市内の県道
・最高速度40km/hのところ、69km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成30年9月25日
⑤その他 平成29年8月9日に速度超過を起こしていることから量定を加重
- 事案2 ①被処分者 特別支援学校 寄宿舎指導員（51歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成30年6月14日（木）午前11時30分頃
・三戸郡南部町内の町道
・最高速度40km/hのところ、70km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成30年9月25日
- 事案3 ①被処分者 特別支援学校 教諭（51歳 男性）
②事件の概要等 公然わいせつ行為
・平成29年11月25日（土）午後6時頃から翌26日（日）午前5時頃にかけて、八戸市内の複数の飲食店において、複数の知人と飲酒していたところ、26日（日）午前4時30分頃、飲食店内において、同席していた知人に対して、自らの陰部を露出するという公然わいせつ行為を行ったもの。
③処分内容 停職3月
④処分年月日 平成30年9月25日

参 考 資 料

第 8 3 7 回定例会（平成 3 0 年 1 0 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ 2
- 議案第 1 号
青森県生涯学習審議会委員の人事について P 3 ~ 4
- 議案第 2 号
青森県社会教育委員の人事について P 5 ~ 6

平成30年度9月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

9月補正予算額	25,617千円
現計予算額	130,332,739千円
補正後の予算額	130,358,356千円

◎計上の主なもの

文化財保護費	13,796千円
○三内丸山遺跡等管理費	13,796千円
〔平成30年4月に県立美術館から文化財保護課へ移管した 三内丸山遺跡の管理に要する経費〕	

青森県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例案について

1 概要

スポーツ基本法の一部を改正する法律の公布により、「国民体育大会」の名称を第 78 回大会以降、「国民スポーツ大会」に改称することから、青森県国民体育大会開催基金条例（以下「基金条例」という。）の一部を改正するものである。

2 基金条例について

国民体育大会はスポーツ基本法に明記されている我が国最大のスポーツの祭典であり、毎年都道府県持ち回りで開催されている。青森県では平成 37 年（2025 年）第 80 回国民体育大会について、平成 28 年 1 月に開催内々定となり、平成 28 年度から、開催準備に取り組んでいるところである。

国民体育大会開催には、多額の経費を要することから、経費負担への計画的な対応を図るために、平成 29 年 4 月 1 日に基金条例を設置したところである。

3 経緯、背景

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会変革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いる流れとなっており、「体育」という用語は「スポーツ」に置き換わっている状況である。

○「体育」から「スポーツ」への置き換わり状況

年月日	内容
平成 29 年 6 月 23 日	日本体育協会定時評議会において、「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」（H30. 4. 1 施行）に改称、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」（スポーツ基本法の改正に準じて対応）に改称する方針が決定された。
平成 30 年 6 月 13 日	第 196 回通常国会において、「体育の日」を「スポーツの日」（H32. 1. 1 施行）に改称、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」（H35. 1. 1 施行）に改称することが決定された。 ※公布日は平成 30 年 6 月 20 日である。
平成 30 年 6 月 14 日	日本スポーツ協会国民体育大会委員会において、第 78 回大会以降「国民スポーツ大会」に改称することが決定された。

4 改正内容

- (1) 題名を「青森県国民スポーツ大会開催基金条例」に改める。
- (2) 条文中「第八十回国民体育大会」を「第八十回国民スポーツ大会」に、「青森県国民体育大会開催基金」を「青森県国民スポーツ大会開催基金」に改める。

5 施行日

公布の日とする。

青森県生涯学習審議会 委員候補一覧

任期：平成30年10月19日～平成32年10月18日

No.	氏 名	性別	役 職 等	区分	区分	市町村
1	清水目 明 美	女	十和田市立松陽小学校 校長	学校教育の 関係者	新任	十和田市
2	中 村 まり子	女	青森県立田子高等学校 校長	学校教育の 関係者	新任	田子町
3	長 岡 俊 成	男	イカす大畑カダル団 代表	社会教育の 関係者	再任	むつ市
4	米 田 大 吉	男	特定非営利活動法人プラットフォー ームあおもり 理事長	社会教育の 関係者	新任	青森市
5	小 枝 美知子	女	特定非営利活動法人津軽半島観光 アテンダント推進協議会 代表理事	社会教育の 関係者	新任	五所川原市
6	吉 川 康 久	男	公益社団法人青森青年会議所 監事	社会教育の 関係者	新任	青森市
7	永 澤 正 己	男	板柳町教育委員会 教育長	社会教育の 関係者	新任	板柳町
8	石 橋 伸 之	男	青森県PTA連合会 副会長	社会教育の 関係者	新任	八戸市
9	工 藤 貴 子	女	あおもり家庭教育アドバイザー	家庭教育の向上 に資する活動を行 う者	新任	弘前市
10	柏 谷 至	男	青森大学社会学部 教授	学識経験 のある者	再任	青森市
11	松 本 大	男	国立大学法人弘前大学教育学部 准教授	学識経験 のある者	再任	弘前市
12	廣 森 直 子	女	青森県立保健大学健康科学部 講師	学識経験 のある者	新任	青森市
13	山 崎 結 子	女	外ヶ浜町 町長	学識経験 のある者	新任	外ヶ浜町
14	伏 見 憲 子	女	食育インストラクター	公募	新任	三沢市
15	岩 本 美 和	女	青森市放課後子ども教室教育活 動推進員	公募	新任	青森市

関係規定

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(都道府県生涯学習審議会)

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 (略)

青森県生涯学習審議会設置条例

(組織)

- 第2条 審議会は、20人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

青森県社会教育委員 候補一覧

任期：平成30年10月19日～平成32年10月18日

No.	氏 名	性別	役 職 等	委嘱の基準	区分	市町村
1	清水目 明 美	女	十和田市立松陽小学校 校長	学校教育の 関係者	新任	十和田市
2	吉 川 康 久	男	公益社団法人青森青年会議所 監事	社会教育の 関係者	再任	青森市
3	永 澤 正 己	男	板柳町教育委員会 教育長	社会教育の 関係者	新任	板柳町
4	工 藤 貴 子	女	あおもり家庭教育アドバイザー	家庭教育の向上 に資する活動を行 う者	新任	弘前市
5	松 本 大	男	国立大学法人弘前大学教育学部 准教授	学識経験 のある者	新任	弘前市
6	廣 森 直 子	女	青森県立保健大学健康科学部 講師	学識経験 のある者	新任	青森市
7	伏 見 憲 子	女	食育インストラクター	公募	新任	三沢市
8	岩 本 美 和	女	青森市放課後子ども教室教育活 動推進員	公募	新任	青森市

関係規定

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県社会教育委員設置条例（抜粋）

（委嘱の基準）

第二条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

（定数）

第三条 委員の定数は、十二人以内とする。

（任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 前項の任期は、委嘱の日からこれを起算する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。